

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（平成18年11月14日付第200600114835号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第18条 略					第1条～第18条 略				
<p><u>附 則</u>  <u>この要綱は、(施行日) から施行する。</u></p>									
別表1（第4条、第5条関係）					別表1（第4条、第5条関係）				
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
(1)～(2) 略	略	略	略	略	(1)～(2) 略	略	略	略	略
(3) 院内感染対策施設整備事業 (略)	略	略	1室当たり <u>14,546</u> 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は <u>33,105</u> 千円を加算する。	略	(3) 略	略	略	1室当たり <u>13,506</u> 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は <u>30,738</u> 千円を加算する。	略
(4) アスベスト除去等整備事業 (略)	略	略	1㎡当たり <u>50,000</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略	(4) 略	略	略	1㎡当たり <u>46,400</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略
(5) 略	略	略	略	略	(5) 略	略	略	略	略
(6) 医療施設等耐震整備事業 (略)	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>47,500</u> 円 (2) ア 略 イ 略 基準面積 2,300㎡× <u>225,500</u> 円	略	(6) 略	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>44,100</u> 円 (2) ア 略 イ 略 基準面積 2,300㎡× <u>209,400</u> 円	略
(7)～(8) 略	略	略	略	略	(7)～(8) 略	略	略	略	略
(9) 地域災害拠点病院施設整備事業 (略)	略	略	<u>非常用</u> 自家発電装置1か所当たり <u>161,049</u> 千円 受水槽1か所当たり <u>148,413</u> 千円 備蓄倉庫1か所当たり <u>49,578</u> 千円	略	(9) 略	略	略	自家発電装置1か所当たり <u>149,535</u> 千円 受水槽1か所当たり <u>137,802</u> 千円 備蓄倉庫1か所当たり <u>46,033</u> 千円	略
	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>47,500</u> 円		略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>44,100</u> 円			

			(2) 耐震構造指標である I s 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> × <u>225,500</u> 円				(2) 耐震構造指標である I s 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> × <u>209,400</u> 円	
(10)ヘリポート周辺施設整備事業(略)	略	略	給油施設1か所当たり <u>118,428</u> 千円	略	(10)略	略	給油施設1か所当たり <u>109,961</u> 千円	略
(11)死亡時画像診断システム等施設整備事業(略)	略	略	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>39,427</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>97,856</u> 千円	略	(11)略	略	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>36,608</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>90,860</u> 千円	略
(12)略	略	略	略	略	(12)略	略	略	略
(13)特殊病室施設整備事業(略)	略	略	1室当たり <u>73,572</u> 千円	略	(13)略	略	1室当たり <u>68,312</u> 千円	略
(14)略	略	略	略	略	(14)略	略	略	略
(15)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業(略)	・略 ・浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在する、公的団体の設置する病院及び有床診療所、(注)6のいずれかの開設者 (上記いずれの場合も地方公共団体、地方独立行政法人を除く)	略	いずれも1か所当たり  (1) <u>161,049</u> 千円 (2) <u>148,413</u> 千円 (3) <u>69,790</u> 千円 (4) <u>32,184</u> 千円	略	(15)略	略	いずれも1か所当たり  (1) <u>149,535</u> 千円 (2) <u>137,802</u> 千円 (3) <u>64,800</u> 千円 (4) <u>29,883</u> 千円	略

<p>(16)医療施設浸水対策事業</p> <p>(医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(31)「医療施設浸水対策事業」に基づいて行うものをいう。)</p>	<p>・浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在する、救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院、公的団体の設置する病院及び有床診療所、(注)6のいずれかの開設者(上記いずれの場合も地方公共団体、地方独立行政法人を除く)</p>	<p>下記の整備又は更新に必要な工事費または工事請負費</p> <p>(1)医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの</p> <p>(2)電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの</p> <p>(3)止水板の設置が必要と認められるもの</p> <p>(4)排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの</p>	<p>いずれも1施設当たり</p> <p>(1) 45,449千円</p> <p>(2) 35,864千円</p> <p>(3) 431千円</p> <p>(4) 24,879千円</p>	<p>0.</p> <p>33</p> <p>(注)5</p>	<p>(新設)</p>
<p>(注) 1～6 略</p>		<p>(注) 1～6 略</p>			

別紙

1平方メートル当たりの単価表

(単位：円)

補助事業名	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>192,600</u>
		ブロック	<u>167,300</u>
(5) 小児初期救急センター 施設整備事業		木造	<u>192,600</u>
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
(12) 医療機器管理室施設整備 事業			
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>238,700</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>225,100</u>
		ブロック	<u>196,600</u>

(注) 略

別紙

1平方メートル当たりの単価表

(単位：円)

補助事業名	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>178,800</u>
		ブロック	<u>155,300</u>
(5) 小児初期救急センター 施設整備事業		木造	<u>178,800</u>
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備事 業		鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
(12) 医療機器管理室施設整備 事業			
(14) 治験施設施設整備事業	治験専 門外来	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
		ブロック	<u>221,600</u>
	治験管 理部門	鉄筋コンクリート	<u>209,000</u>
		ブロック	<u>182,500</u>

(注) 略